

改正内容	現行規定
ラリー競技開催規定	ラリー競技開催規定
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>付則：ラリー競技会の組織許可に関する細則</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>付則：ラリー競技会の組織許可に関する細則</p>
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>付則：第1種アベレージラリー開催規定</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>付則：第1種アベレージラリー開催規定</p>
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>付則：第2種アベレージラリー開催規定</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>付則：第2種アベレージラリー開催規定</p>
<p>ラリー競技開催規定第2条に従い、第2種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。</p>	<p>ラリー競技開催規定第2条に従い、第2種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。</p>
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 参加車両</p> <p>1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。</p> <p>1) 国際格式競技：F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループNまたはグループA規定に従った車両 F I A国際モータースポーツ競技規則地域ラリー選手権規定に従った車両</p> <p>2) 国内格式競技以下：</p> <p>(1) J A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR車両、R J車両、R P N車両、R F車両またはA E車両</p> <p>(2) F I A公認車両またはJ A F登録車両で、2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年J A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従った車両 (R B車両)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 参加車両</p> <p>1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。</p> <p>1) 国際格式競技：F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループNまたはグループA規定に従った車両 F I A国際モータースポーツ競技規則地域ラリー選手権規定に従った車両</p> <p>2) 国内格式競技以下：</p> <p>(1) J A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRR車両、RN車両、R J車両、R P N車両、R F車両またはA E車両</p> <p>(2) F I A公認車両またはJ A F登録車両で、2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年J A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従った車両 (R B車両)</p>

(3) スペシャルステージおよび第4条3. に該当する区間を設定する場合は、上記(1)の車両に対し、JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章安全規定第2条、第3条および第4条に定められた安全装備を夫々装着しなければならない。

2. FIAまたはJAFの認定する選手権競技を除き、オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、各車両規定で認められている改造範囲をさらに制限することができる。
3. オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、競技会で使用できるタイヤの本数および仕様を規制することができる。
4. 外国登録自動車を一時的に輸入してラリー競技に使用する場合は、道路交通に関する条約(1949年、ジュネーブ)等で規定されている要件を満たしていること。

第3条～第8条 (略)

第9条 本規定の施行

本規定は、2019年1月1日から施行する。

以上

付則：スペシャルステージラリー開催規定

ラリー競技開催規定第2条に従い、スペシャルステージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

第1条～第4条 (略)

第5条 参加車両

1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。
 - 1) 国際格式競技：FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループNまたはグループA規定に従った車両
FIA国際モータースポーツ競技規則地域ラリー選手権規定に従った車両
 - 2) 国内格式競技以下：
 - (1) JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両
 - (2) FIA公認車両またはJAF登録車両で、2002年12月31日以

2. FIAまたはJAFの認定する選手権競技を除き、オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、各車両規定で認められている改造範囲をさらに制限することができる。
3. オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、競技会で使用できるタイヤの本数および仕様を規制することができる。
4. 外国登録自動車を一時的に輸入してラリー競技に使用する場合は、道路交通に関する条約(1949年、ジュネーブ)等で規定されている要件を満たしていること。

第3条～第8条 (略)

第9条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日から施行する。

以上

付則：スペシャルステージラリー開催規定

ラリー競技開催規定第2条に従い、スペシャルステージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

第1条～第4条 (略)

第5条 参加車両

1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。
 - 1) 国際格式競技：FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループNまたはグループA規定に従った車両
FIA国際モータースポーツ競技規則地域ラリー選手権規定に従った車両
 - 2) 国内格式競技以下：
 - (1) JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRR車両、RN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両
 - (2) FIA公認車両またはJAF登録車両で、2002年12月31日以前

前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従った車両（RB車両）

(3) 上記(1)の車両に対し、JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章安全規定第2条、第3条および第4条に定められた安全装備を夫々装着しなければならない。ただし、スペシャルステージがJAF国内スピード競技公認コースにおいて実施される場合は、この限りでない。

2. FIAまたはJAFの認定する選手権競技を除き、オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、各車両規定で認められている改造範囲をさらに制限することができる。
3. オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、競技会で使用できるタイヤの本数および仕様を規制することができる。
4. 外国登録自動車を一時的に輸入してラリー競技に使用する場合は、道路交通に関する条約（1949年、ジュネーヴ）等で規定されている要件を満たしていること。

第6条～第30条（略）

第31条 本規定の施行

本規定は、2019年1月1日から施行する。

以上

に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従った車両（RB車両）

2. FIAまたはJAFの認定する選手権競技を除き、オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、各車両規定で認められている改造範囲をさらに制限することができる。
3. オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、競技会で使用できるタイヤの本数および仕様を規制することができる。
4. 外国登録自動車を一時的に輸入してラリー競技に使用する場合は、道路交通に関する条約（1949年、ジュネーヴ）等で規定されている要件を満たしていること。

第6条～第30条（略）

第31条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日から施行する。

以上